

地方獣医師会の狂犬病予防推進事業の 公益目的事業適合要件の考え方

- 1 地方獣医師が事業主体として実施する狂犬病予防推進事業（以下「推進事業」という。）につきましては、狂犬病予防法の制定に伴い地方獣医師会事業として狂注事業を取り組むこととなった経緯からして公益法人獣医師会の公益事業であることは明らかではありますが、この60年間の間において狂犬病予防法の運営が変遷をたどり、また、狂犬病予防対策の実施を取り巻く環境についても変化してきているところです。
- 2 従いまして、今回の新公益法人制度への移行を機に狂注事業については、過去の経緯、経過はそれとして別においた上で（過去の経緯は公益目的事業としての位置づけには役に立たないと考えるべきと思います。）、現在、各地方獣医師会が取り組まれている事業の運営が、公益目的事業としての要件に適合することを点検した上で、説明に当たる必要があります。
- 3 要件適合の点検に当たり留意すべき事項は、「狂犬病予防対策推進事業運営に当たっての留意事項（（日本獣医師会）最新版は、平成22年2月の改訂第5版）」において示したところですが、
 - (1) まずは、各地方獣医師会の定款及び関係規程において規定する獣医師会の「目的と事業」が、公益目的事業を実施する法人として公益認定法第2条別表の1号から23号のいずれかを行う法人であることが説明できるものであること、また、法人の行う個別事業としての推進事業が同じく別表の1号から23号のいずれかに該当する目的の事業であることが説明できること。
 - (2) 次に、推進事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることを「公益認定等ガイドライン（内閣府公益認定等委員会）」が示したチェックポイントに即し点検し、各必要な要件に適合する旨を説明すること。
以上が求められるところです。
- 4 一方、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防対策の推進に当たっては、その内容からして動物に対する診療行為を伴うものである以上、適正執行を確保する上で、獣医師専門職の介在が必要不可欠となることは当然であります。このことのみをもって推進事業を地方獣医師会の公益目的事業として説明するのは困難と考えます。

5 いかなる理由により公益法人としての獣医師会の事業として実施しているかについては、自治体と当該自治体の管轄区域を活動の区域とする獣医師会との委任関係により地方獣医師会の推進事業として成立しているものであるとの説明が必要になると考えます。また、この場合、もちろん平成19年3月2日付けの獣医師会に対する厚労省局長通知及び課長通知は、狂犬病予防対策の適正推進を確保する上での地域連携の具現化のための地方獣医師会による自治体要請に応える事業であることの説明を行うのに十分役立つものと考えます。

6 そこで、今後、公益認定に向けての手続きを進める中で、行政当局から推進事業について、「何故に獣医師会事業として取り組むのが必要なのか。個人獣医師の診療の範囲で対応可能なのではないか。」との質問が寄せられることが想定されますが、これを説明する上でのポイントは、次の2点が考えられます。

(1) 先ず、①狂犬病予防法が規定する一連の狂犬病予防対策の法令上の目的とその位置づけを明確化された上で、②法が求める狂犬病予防対策推進における県・市町村等の自治体の責務と自治体と犬の飼育者との関係。更に狂犬病予防対策による法益が広く公衆衛生の向上を通じ社会全般の利益として波及するものであること。また、狂犬病予防対策の法に基づく実施の責務は、自治体にあるが、その県下一円での適正かつ効率的執行を確保するため各自自治体が管轄する区域を活動の区域とし、地域の公衆衛生の向上を法人の目的として有する地方獣医師会に關係事務の委任が行われ獣医師会の推進事業として実施しているものであること。

(2) 次に、狂犬病予防対策は、①犬の登録、鑑札交付から始まり定期予防注射の実施、済票交付とともに、一連の予防対策の確実性及び実効性の確保（記録と管理及び報告を含む。）、更に、予防対策の普及・啓発にまで及ぶものであり、単に注射行為という診療の提供に止まるものではないこと。しかも、②特に定期の予防注射については、毎年の一定期間の間において各自自治体において飼養される犬に対し一斉に行うべきものとされていること。以上のことからこれら一連の予防対策を行政庁の指示の下で確実に対応し得る能力と役割を有する公益法人獣医師会に事務の委任がなされているところであり、地方獣医師会はこれを受けて、獣医師会の公益事業として取り組んでいること。

7 言い換えれば、狂犬病予防対策の地域における実施の責を有するのは、第一義的には自治体の役割であるが、自治体は法の執行、その効果的実施の確保を行う立場から獣医師専門職を会員として有し、しかも獣医学術の振興・普及をはじめ、公衆衛生の向上を含む獣医事の向上を目的とし、また、県下一円を活動の区域とする獣医師会に關係事務を委任し、それに基づき公益法人獣医師会の事業として実施している。このことは平成19年3月2日付けの厚労省局長通知及び課長通知においても明確化され、各自自治体から所管する獣医師会に要請連携して対応を進めることが明示されているところであるとの説明も可能と考えます。

8 また、その際に、重要なことは、

(1) 前記6の(1)で述べたとおり、そもそも狂犬病予防対策自体が法令に基づく公目的そのものであること。

(2) 地方獣医師会による推進事業の内容は、単に集合注射による注射行為だけではないこと(これのみで推進事業を行っているとするれば獣医師会組織による取り組みの必要性は希薄化し、個人の獣医師でも対応可能ではないかとの論が出てくることになると思います)。単に注射行為として予防対策が完遂するのではなく、前記6の(2)で述べたとおり狂犬病予防対策全般を、しかもその地域全体における執行を効果的に実施するためには、個人の獣医師に任せるわけには行かないとの行政上の判断により、自治体からの要請を受けて公益法人である獣医師会が実施しているものと説明するのではないのでしょうか。

(3) 一方、たとえ個人の獣医師により対応可能な範囲、例えば注射行為を公益法人の獣医師会の事業の中で行うこととしたとしても、そのことをもって獣医師会の事業としての公益性は否定されたことにはならないと考えます。

9 以上は、推進事業の公益目的事業としての適合の要点を示したものですが、加えて推進事業のみでもって公益目的事業の事業単位(いわゆる「公のⅠ」、「公のⅡ」・・・)として収支決算する場合に当たっては、推進事業のみで収支相償の原則について第1段階の適合が求められることとなります。

従って、推進事業のみでもっての収支相償の説明がどうしても困難な場合は、他の同種の事業と一括して、例えば、「公のⅠ(公衆衛生の向上を目的とする事業など)」の事業単位の中で推進事業は個別事業の一つとして位置づけ、推進事業を含む「公のⅠ」の事業単位での収支相償を説明する方策を考えるのも手かと思います。この件については、ミクロの視点とともに地方獣医師会の会計経理の全体の枠組みをどう考えるのかの中で考えるべきことと思います。

10 加えて、多くの地方獣医師会においては、事業内容が定期予防注射を主体とすること等から、事業の名称を狂犬病予防注射事業(狂注事業)と通称化しているケースがありますが、これを例えば、狂犬病予防対策推進事業とし、あまり注射というものに特化して決め込むことはむしろ避けた方が良いと考えます。

11 なお、公益法人の業務適正化の一環として公益法人の行う事業のうち、民間企業等と競争関係にある事業については、「事業の運営について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。」が求められているところであります。従いまして、地方獣医師会の推進事業のうち、特に定期予防注射の実施に当たっては、同事業の委任先の自治体とも協議を行い、公益事業としての適性を確保することを前提に、実施対価の引き下げについて鋭意努力することが必要であります。